

## 議案第15号

### 財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取農業高等学校実習農園）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	1,709平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市桂見924番地3

竹内房男（山王団地自治会会長）

#### 3 貸付期間

議決のあった日から平成21年3月31日まで

#### 4 理 由

当該土地について埋蔵文化財の調査中であり処分・利活用できないため、土地の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減を図る観点から、地域住民に無償で貸し付けようとするものである。